

資料提供(投げ込み) 令和2年4月1日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

令和元年度に修正した津市地域防災計画の内容について

津市地域防災計画の内容を修正することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

本市では、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っています。

令和元年度は、国の防災基本計画等において、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応が修正されたこと、また、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、水害・土砂災害からの避難対策に関し、住民の避難行動等を支援する防災情報の提供などが修正されたことに伴う対応を行うほか、水防法改正に伴い計画規模を超える雨量を観測した場合の対応や、土砂災害警戒区域等における避難支援などこれまでの大規模災害時の課題への対応などについて、令和元年11月1日開催の令和元年度第1回津市防災会議で当該計画の修正案を提示しました。

その後、防災会議委員やパブリックコメント手続等により寄せられた意見に対する検討の結果を加え、令和元年度修正案として取りまとめ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、令和2年2月7日に開催した第2回津市防災会議で審議、決定しました。

2 主な修正内容

(1) 防災基本計画等修正に伴う対応

ア 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

気象庁が、南海トラフ沿いの地域において地震の発生の可能性が高まっている旨の情報を発信した場合の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月）内閣府（防災担当）」が作成されるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴い、本市における南海トラフ地震臨時情報を受けた場合の後発地震への対応や住民のとるべき防災対応を呼び掛ける旨を記載したほか、市災害対策本部の配備基準等を修正する旨を記載しました。

イ 「避難勧告等に関するガイドライン（平成17年3月作成）内閣府（防災担当）」の平成31年3月改定に伴う対応

ア) 津波からの避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」が改定されたことに伴い、住民の津波からの避難行動（安全確保行動）の考え方として、津波警報等の発表や避難指示（緊急）の発令を待たず自発的かつ速やかな避難行動を

とる旨を記載しました。

(イ) 津波警報等発表時の対応

津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、堤内の市民等に対しては、避難勧告等の発令を検討する旨を記載しました。

(ウ) 警戒レベルを付した避難勧告等の発令等

平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた同ガイドラインの改定に伴い、本市においても警戒レベルを付して避難勧告等が発令するとともに、新たに災害発生情報を発令する旨を記載しました。

(2) 水防法改正に伴う修正（計画規模を超える雨量を観測した場合の対応）

想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成に伴い、河川の越水、破堤の発生や計画規模を超える雨量を観測した場合、想定最大規模降雨による浸水想定区域内の住民に対し、避難勧告等が発令する旨を記載しました。

(3) これまでの大規模災害時の課題への対応

ア 土砂災害警戒区域等における避難支援等

市は、土砂災害ハザードマップを活用し住民等に危険度の周知を行うとともに、地区防災計画の策定や避難訓練に対する支援を行うほか、土砂災害避難施設等の更なる確保に努める旨を記載しました。

また、住民は、大雨警報（土砂災害）が発表された場合、あらかじめ指定した土砂災害避難施設等に避難する旨を記載しました。

イ 広域避難や自動車避難における受入体制等の整備

広域避難対象地域をおおむね4つの地域に区分し、1次的な避難施設と2次的な避難施設を選定すること、広域避難における1次的な避難施設への移動は、原則、徒歩によることとしますが、避難行動要支援者等で徒歩によることができない場合に備え、地域住民の共助による移動手段の確保を図ること、県有施設管理者の協力や民間事業者との協定締結による2次的な避難施設の確保に努めることなど広域避難体制の整備方針を記載しました。

また、自動車避難者の対応について、民間企業等の駐車場を使用できるように協力を求めていくなど自動車避難者の受入体制の整備方針を記載しました。

※なお、津市地域防災計画については、津市ホームページからご覧いただけます。